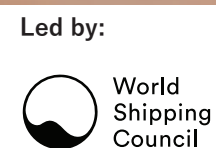


違法な野生生物取引に関する 海運セクター向け 共同ガイドライン



Copyright Credit: © Neil Aldridge / WWF

この資料は、「Joint Industry Wildlife Trafficking Guidelines」を翻訳したものです(2024年8月)





違法な野生生物取引の撲滅— 海運セクター共通の責任

はじめに

❏ **野生生物犯罪**は、生物多様性、国・地域経済、国内・国際安全保障、国際保健(グローバルヘルス)に対する重大な脅威です。

❏ **海上輸送**は違法な商品の取引に対して脆弱です。犯罪者は、海上輸送される膨大な取引量や、複合輸送のサプライチェーンの複雑化、より迅速なジャストインタイム配送の要請の高まりなど、世界的な海事サプライチェーンの弱点を悪用して密輸します。

❏ **国際的なコンテナ輸送に従事する関係者**、特に梱包や輸送のために物品を受け取る混載業者は、違法な野生生物の輸送を防止するための措置を講じる必要があります。こうした措置には、取扱貨物の合法性の確認、リスク評価の実施、不審な活動に関する適切な国家当局への報告などがあります。

❏ **海運セクターにおける野生生物の密輸撲滅に関するガイドライン**¹は、国際海事機関(IMO)によって策定されたもので、海事サプライチェーンの関係者すべてが参考にすべきものです。

主な施策

❏ **野生生物の輸送に際し、誤申告や無申告**はよくあることです。合法的な貨物の中にそのような貨物が隠匿されていることもよくあります。したがって、コンテナサプライチェーン上の関係者は、違法な野生生物取引を検出するためのスクリーニング手法や自動化されたツールを利用するなど、違法取引を特定・撲滅するための適切な手順を確立するよう求められています。野生生物由来製品が貨物から見つかった場合は、その野生生物が保護されているかどうか、および取引が許可されているかどうかを判断するために、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(CITES:通称「ワシントン条約」)の附属書に照らして確認する必要があります。ワシントン条約掲載種のチェックリスト²では、36,000種以上の野生生物とその保護の程度を確認することができます。該当する野生生物を輸送するためには、ワシントン条約で求められる許可証など有効な書類を添付する必要があります。

❏ **コンテナの封印**、または封印状態を完全に維持すること(コンテナの完全性)は、安全なサプライチェーンの重要な要素です。コンテナは、責任のある者(すなわち、荷送人または荷送人に代わって作業する梱包・混載等事業者)によって、積み込み後直ちに、最新の国際標準化機構(ISO)17712のハイセキュリティシール基準を満たすか、それを超えるハイセキュリティシールで保護する必要があります。同等の電子機器を使用することもできます。輸送中は、シールが改ざんされていないこと、シール番号が船積み書類に記載されている番号と一致していることを確認する必要があります。

❏ **企業の人的資源**は最も重要な資産の1つですが、最も弱い部分の1つでもあります。コンテナの完全性が損なわれる原因の多くは、1人または複数の従業員が汚職に手を染めたり、犯罪組織と結託してサプライチェーンに侵入し、悪用することを余儀なくされたりすることにあります。野生生物の輸送はサイズと重量があるため、このような悪用は梱包や混載などの現場で最も多く見られます。したがって、企業は、機密性の高い役職に就く従業員が信頼できる人物であることを、最初の雇用時およびその後も定期的に確認するために、デューデリジェンスを実施すべきです。機密性の高い役職としては、貨物またはその文書を直接扱う職員や、機密性の高い区域または機器へのアクセスの管理に関与する職員が挙げられます。

追加の施策

コンテナサプライチェーンへの違法な野生生物の持ち込みを防止するためには、以下のような追加の施策があります。

デューデリジェンスと文書の確認

❏ **サプライチェーンのリスク評価**を行ない、違法な野生生物取引に対して脆弱な地域を特定します。

❏ **サプライヤーと取引先に対してデューデリジェンス**を実施します(Know Your Customer: KYC)。野生生物犯罪に過去に関与したことがあるかどうかを調査し、かつ、違法取引を防止するための方針と手順を備えているかを確認する必要があります。

新規や既存顧客のリスク評価にあたっての チェックポイント³

- 1 荷送人は登録事業者ですか？納税者番号はついていますか？全国商工会議所や関連業界団体の会員ですか？企業の登記事項を検索して、その企業が活動していることを確認します。(留意:設立後間もない企業はリスク要因になる可能性があります)
- 2 その企業はウェブ上に存在しますか？自社のウェブサイトですか？運営が第三者になっていないですか？ウェブサイト上の記載は、事業内容を裏付けていますか？(例:木材を取り扱うはずの企業がカシュナーツを含むと申告して単発の貨物を輸送する場合、リスク因子となる可能性があります)
- 3 企業の所在地を特定できますか？所在地の施設は、個人宅/商用のどちらですか？同じ住所に複数の事業者が含まれていませんか？(留意:文書に偽の住所が記載してある場合、ダミー企業である可能性があります)
- 4 IPアドレス、電話番号、Eメールアドレスは一貫していますか？商用のメールアドレスですか？例えばgmailやyahooのアカウントになっていませんか？適切な人物が電話対応していますか？(アフリカを拠点とする荷送人と、アジアの既知の経路地または仕向国にある1つ以上の関係者との繋がりは、リスク要因となり得ます)

❏ **トレーサビリティを確立し**、製品を供給元から市場まで追跡し、潜在的な違法行為がないかサプライチェーンを監視する技術の導入を検討します。例えば、最先端の技術では、木材の種類を特定することが可能であり、木材製品の取引に関する機械学習と組み合わせることで、違法行為を特定することができます。

❏ **サプライチェーン上の手続きを含むプロセスを定期的に見直し、かつ更新して**、目的に適合し、適切であり続けるようにします。サプライチェーンにおけるリスクは進化するため、機敏性を維持することが重要です。

Led by:



Supported by:



In collaboration with:



Co-sponsors:



免責事項: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)の下に保護されている野生生物を必要な手続きなく取引することは違法行為となります。本文書に賛同する組織は、そのような取引に反対しており、そうした取引を引き受けたり促進したりする者を擁護したり、容認したりしません。

Copyright © 2023 Jointly held by the organisations endorsing this document. All rights reserved. All use, in any form or by any means, should appropriately attribute the copyright holders.

推奨される企業の方針と実務

❏ 違法な野生生物取引を撲滅することの重要性と共有すべき責任を認識する強力な企業文化に根ざした、野生生物犯罪を一切許容しない(ゼロトレランス)方針を策定し、実施します。そのような方針には、違法な野生生物由来製品を輸送するリスクを軽減するために、従業員、サプライヤー、その他の利害関係者が従うべき明確なガイドラインと手順を含む必要があります。

❏ 入社予定者をスクリーニングし、現在の従業員も定期的にチェックします。雇用履歴や推薦状などの応募情報は、可能な範囲で、かつ法律で認められている範囲で、雇用前に確認すべきです。

❏ 適用される法的制限および利用可能なデータベースに基づき、従業員の経歴調査を実施します。職務の機密性に基づいて、従業員の審査要件を臨時従業員と請負業者にも適用する必要があります。

❏ 野生生物および野生生物由来製品の輸送に関する不正行為や疑惑を従業員が内密に報告するためのシステムを確立することや、利用可能な場合には内部通報制度の活用を奨励します。匿名での報告手段を開発し、利用可能にする必要があります。

❏ 野生生物犯罪の危険性、デューデリジェンスの重要性、不審な行為を認識し報告する方法や最新の傾向(隠匿方法や密輸ルートなど)について、従業員や取引先を教育します。

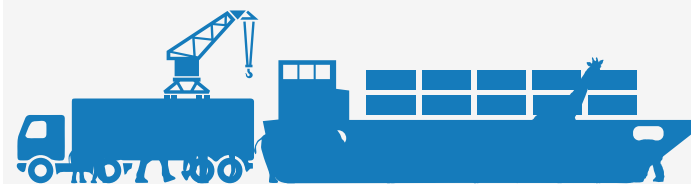
当局や関係組織と意思疎通を図る

❏ 不審な輸送に関する情報を当局と共有・交換します。そのような情報共有にあたっては、情報の機密性に配慮してこれを保護し、情報源が暴露されないように守ることが必要です。

❏ 法執行機関および関連組織と協力して、情報を収集し、ベストプラクティスを共有し、野生生物犯罪を撲滅する取り組みを支援します。

❏ 法執行機関への情報提供は、関連法や開示プロセスに精通した特定の指定された部署や担当者が行ないます。そして、そのような職務に指名された担当者は、野生生物由来製品が含まれていると申告、またはその疑いがある貨物の受け入れや相談先として従事する必要があります。また、そうした担当者は、野生生物の違法取引に関する事項およびそのような取引を摘発するための措置に関する研修を受ける必要があります。

❏ 組織および情報源をあらゆる種類の損害(評判または物理的)から保護する必要性は、情報共有において慎重に考慮すべきです。犯罪者の標的や脅迫から情報提供者とその家族を守るため、情報源(乗務員、スタッフ、内部告発者)を特定できるような情報の提供は避けるよう注意を払うべきです。



コンテナ船輸送における野生生物および木材の違法取引に対抗する:推奨される措置



密輸犯の手口

- 密輸品の隠匿
- 贈収賄および汚職
- 情報の不備・虚偽申告、書類の改ざん、不正行為



違法行為の可能性を検出した場合
社内で定められた当局への報告の
ための手順に従って下さい

コンテナ輸送サプライチェーン関係者向けのチェックリスト

例えば… 荷送人、梱包業者、混載業者、倉庫業者、通関業者、物流代行業者、荷降ろし業者、荷受人、海貨業者、コンテナ船会社などの関係者

各自の役割と責任に従って、次のことを行ないます

- 顧客の情報を確認する (KYC/デューデリジェンス)
- 会社登記簿、ウェブ検索、所在情報などの入手可能な情報を利用して、不正な委託者や荷送人、混載業者、荷受人がいないか確認する
- 違法取引リスクの可能性を示すレッドフラグに関するガイダンスを確認・参照する
- 野生生物由来製品が見つかった場合は、必ずワシントン条約掲載種かどうかを確認する (輸出が禁止されている、またはワシントン条約の許可証が必要な場合など)
- 木材産業にかかわる法律のデータベース、または原産地証明書を確認する
- 関連する国内法を確認する (例えば: Forest Trends データベースを参照する)
URL: <https://www.forest-trends.org/known-forest-product-export-restrictions/>
- 貨物の明細に加えてHSコードも確認する

輸出/仕出し港

荷送人が積み荷を委託

コンテナへの積み込み:
変更の形跡がないかコンテナを点検します。
積み込み完了後、直ちに安全性の高いISO準拠シールでコンテナを封印します。輸送書類にシール番号を記載します。

輸出許可の取得:
通関代理店のデューデリジェンスを実施します (パートナーの適正を評価します)。
入手可能な情報を利用して、不正な委託者や、荷送人、混載業者、荷受人がいないか確認します。

ターミナルでのコンテナの船積み:
船積み指示書は、積み荷目録に記載し、リスクを評価できるように、船積み前に十分に運送業者に提供する必要があります。

積み替え港または中継港

積み替え時の税関 (犯罪性が確認された場合はこれに加えて法執行機関) とタイムリーな情報フローを調整します。

新規運送業者が新規船荷証券を発行する場合:
運送業者は、荷送人に船積み指示書をあらかじめ提出するよう依頼し、リスク評価を実施し、適切に積荷目録を作成します。

輸入/仕向け港

到着前の通関手続き

コンテナが仕向け港に到着

到着後の通関手続き

コンテナを倉庫/混載貨物の荷捌き場へ移動し保管:

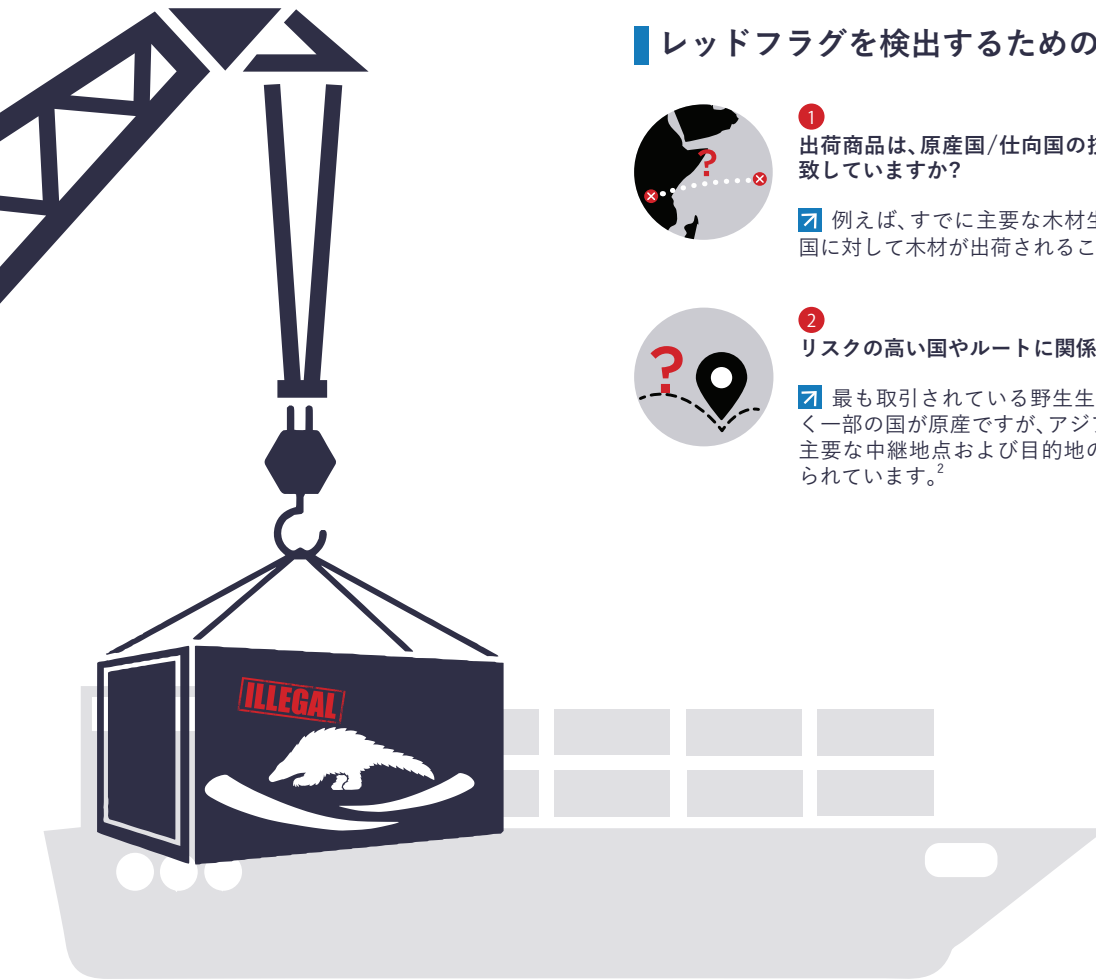
荷受人または輸入業者による回収

入手可能な情報を利用して、不正な通関業者や荷受人がいないか確認します。

1. IMOガイドラインは、[https://www.imo.org/localresources/en/OurWork/Facilitation/Facilitation/FAL_17%20\(48\).pdf](https://www.imo.org/localresources/en/OurWork/Facilitation/Facilitation/FAL_17%20(48).pdf)から入手することができます。
2. ワシントン条約チェックリストは、<https://checklist.cites.org/#/en>からアクセスできます。
3. このチェックポイントは、UNDPの「Overview of known trafficking routes, concealment methods and misdeclarations of wildlife products commonly trafficked in containerized sea cargo in recent years」から許可を得て転載したものです。

違法な野生生物取引を検知するためのレッドフラグ

不審な貨物の兆候の多くは、密輸された野生生物を含むあらゆる形態の密輸品に共通しています。国や港での汚職のレベルが高い場合、重大なレッドフラグと考えるべきです。密輸犯は、こうした弱点を悪用しようとするからです。



レッドフラグを検出するための確認事項¹



1 出荷商品は、原産国/仕向国の技術力または天然資源と一致していますか？

➤ 例えば、すでに主要な木材生産国および輸出国である国に対して木材が出荷されることは考えにくいです。



2 リスクの高い国やルートに関係していませんか？

➤ 最も取引されている野生生物の多くは、アフリカのごく一部の国が原産ですが、アジアのいくつかの場所は常に主要な中継地点および目的地のホットスポットとして知られています。²



3 重量と貨物の外観は一致していますか？

➤ 例えば、実際の重量が船荷証券またはパッキングリストに記載されている重量と異なる場合や、申告重量が、申告商品に比して合理的または現実的でない場合、積荷の外観や特徴が輸入申告またはその他の書類の記載と一致しないと思われる場合などです。



4 貨物の明細は疑わしく、曖昧で、誤解を招くようなものではないですか？

➤ 野生生物の輸送に関する曖昧で誤解を招くような表現の例には、「魚」、「貝殻」、「角」、「紫檀（ローズウッド）」などがあります（紫檀には多くの種類がありますが、合法的に取引できるのはそのうちの一部のみです）。



5 貨物の価格は、貨物の明細やサイズと一致していますか？

➤ 貨物の価格は、積み荷が申告されたものと同一かどうかを当局が判断するのに役立ちます。



6 書類に問題はありませんか？

➤ 例えば、原本ではなくコピーが使用されていませんか？ スペルミスや矛盾はありませんか？ 許可番号や日付に間違いはありませんか？ 書類は期限が切れていませんか？ 正式な副署が欠落していませんか？ または文書が変更されていませんか？（たとえば、変な書式、ぼやけた文字、切り貼りされたロゴなどに注意してください。）

1. 封印梱包済みコンテナの場合、船会社は記載のレッドフラグのいくつかは見極められないことがあります。そうした場合であっても、サプライチェーンの他の関係者は、税関当局と同様、輸入申告書を積み荷目録と比較する際にレッドフラグを見極めることができます。

2. 詳細は、UNDPの「Overview of known trafficking routes, concealment methods and misdeclarations of wildlife products commonly trafficked in containerized sea cargo in recent years」をご覧ください（英語のみ）。

免責事項：絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約（CITES）の下に保護されている野生生物を必要手続きなく取引することは違法行為となります。本文書に賛同する組織は、そのような取引に反対しており、そうした取引を引き受けたり促進したりする者を擁護したり、容認したりしません。



7 商品と送り先に対して、航路に異常なところはありませんか？

7 例えば、a) より直接的な経路が存在するにもかかわらず、複数の中継地を含む長い低速経路で輸送されているなど、輸送が商業的に納得のいかない場合、b) 輸送コストが申告貨物価格に比べて異常に高い場合、c) 積み荷が仕向国において明確な市場価値を有しない場合などです。犯罪組織はまた、複数の積み替えを利用して、積み荷の出所を隠し、監視と追跡をより困難にすることも知られています。



8 船が出港してから航路が変わっていませんか？

7 目的地の変更または貨物の転用は、商業的理由による正当な手続きですが、違法行為や規制を回避しようとする試みの兆候となり得ます。



9 船荷証券(B/L)は差し替えられていませんか？

7 荷送人である運送取扱人または船積み代理店が、すでに輸送中の貨物に対して新しい船荷証券を提出することがあります。これは、合法的な商業上の理由で行われることもありますが、違法貨物が検査にかけられる可能性を減らしたり、密輸品が押収された場合の捜査を妨げたりするために、船積港や陸揚げ港、貨物の経路に関する情報を偽装するために密輸犯がよく使う手口でもあります。



10 正当な理由なく補償状(Lol)の使用が要求されていませんか？

7 例えば航海期間が短すぎてB/Lを発行できない場合には、合理的理由がなくとも補償状(Lol)の使用を要求することは正当です。ただし、Lolは、異なる受取人、荷受人、船荷証券の内容を指定することができます。そのため、急な通知で異なる受取人を使用したり、陸揚げ港を変更したりして、取り締まり機関から逃れるために利用されます。



11 貨物は複数の積み荷に分割されていませんか？

7 正当な理由や目的で、積み荷を分割する場合があります。ただ、法執行機関に摘発された場合に損失のリスクを分散させるために密輸犯が使う手口でもあります。また、合法的な商品の積み荷の中に少量の違法な積み荷を隠すためにも使用されます。違法な積み荷は、1つの予約または複数の予約で複数のコンテナに分散される可能性があります。



12 自由貿易地域または無関税港を利用していませんか？

7 自由貿易地域や無関税港では、輸出入、通過、積み替えの手続きが簡素化されており、管理も緩いため、違法な積み荷の格好の迂回路となっている可能性があります。



13 荷送人と荷受人の情報は間違っていないですか？

7 例えば、住所が不完全であったり、過度に単純化されていたり(「港区三田1丁目」など)、荷受人の名前が有名大企業に類似していたり、住所が申告商品に関連する事業と異なっていたりする場合は注意が必要です。



14 初めて依頼を受ける荷送人の場合、その荷送人は自社の事業や製品の最終用途に関する情報を提供することに消極的ではありませんか？

7 新規の顧客に対しては、徹底的なスクリーニングを実施し、貨物の実際の所有権を不明瞭にするために作られたダミー会社ではないことを確認する必要があります。



15 荷送人が通関手続きを土壇場で要求してきませんでしたか？

7 これは、時間的制約から税関の取り締まりを回避しようとする試みである可能性があります。



16 支払いは現金ですか？

7 現金支払いは合法的な支払い方法である場合もありますが、追跡できないための、違法取引の兆候である可能性もあります。

顧客や取引に関する追加情報なしに1つのリスク指標だけで違法行為の有無を十分に確認することはできません。何か不審な点がある場合は、顧客に詳細情報の提供を求め、自社の標準業務手順に従ってください。全体的なリスクを評価し、必要に応じて措置を講じるのに役立つ、緑/オレンジ/赤で表示する指標システムの使用を検討するよう奨励されています。



Led by:



World Shipping Council

Supported by:



In collaboration with:



Co-sponsors:

